

図書館協議会・郷土文学館運営協議会合同会議

平成28年2月18日（木）14：55～

弘前図書館2階視聴覚室

出席者：齋藤委員長、國吉委員、成田委員、玉委員（以上図書館協議会）

船越委員長、山本委員、松田委員（以上郷土文学館運営委員会）

図書館・郷土文学館側：伊藤図書館長、柴田図書館長補佐、田澤総務係長

齋藤委員長 船越委員長 齋藤委員長 館長	<p>挨拶省略</p> <p>挨拶省略</p> <p>指定管理者導入の際の重点事項と意見内容について事務局の方から報告お願いします。</p> <p>前回の会議でご意見を頂いておりました。それをまとめたものを、事前に委員の方々に送付しております。これは頂いた意見をそのまま各チェック項目の欄に埋め込みまして、送付したものでございます。今日お渡ししました資料は、その要点をまとめて整理したものになりますので、ご覧になって頂きたいと思います。</p> <p>まず 1/2 ページ、2/2 ページとありますが、視点としては、前回出した資料にもございましたが、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』というのが、平成 24 年文科省から告示として出されておりました。その内容により当該管理を他のものに行なわせる場合の視点で整理しております。その視点が 4 つほどございます。</p> <p>まず 4 つの内の 1 つ目、区分を運営面として捉えさせて頂きました。視点としては、図書館・郷土文学館事業の継続的かつ安定的な実施の確保という視点になります。まとめたのは全部で 6 項目、その方向性です。</p> <p>1 番、社会教育施設としての中立性・公平性の維持。</p> <p>2 番、図書館の無料の原則保持。</p> <p>3 番、業務範囲の指定。</p> <p>直営事業としては、古文書関係、追手門広場の管理、それから寄贈・寄託関係、今の所想定されるのはこの 3 つの事業ですが、それ以外の業務は指定管理者に委ねるものになるかと思います。ただこれについては、今後内部でもって細かい所を話し合いますので更に増えるかもしれません。</p>
-------------------------------	---

4番、関係事業運営に関する基準作成、伝達ということになります。例えば選書基準、蔵書基準、会場の利用基準、資料収集基準等になるかと思います。

5番、地元優先の指定管理者の選定。

6番、運営評価、モニタリングの方法と組織の構築。

これが運営に関わる視点です。

続きまして2つ目、事業に関わる視点。利用水準の維持及び向上になります。最初に維持についてですが、5点ほど要点にまとめております。

1番、関係市民団体、ボランティアとの協働。

2番、学校図書館間、あるいは行政の他の機関との連携。

3番、ブックモービル、移動図書館車事業の継続。

4番、利用者の声の反映。

5番、図書館協議会、郷土文学館運営委員会会議の開催。

それから事業水準の向上の視点ですが、4つほどにまとめております。

6番、郷土文学館の新企画。

7番、学校図書館の支援。

8番、図書館・郷土文学館の一体型の創意工夫。

9番、指定管理者の具体的な提案。

この4つです。次に裏面をご覧ください。

3つの区分ですが、3つ目は雇用になります。視点としては、司書及び司書補の確保並びに資質能力の向上等。初めに、雇用に関する要点ですが、6つほど挙げております。

1番、司書及び司書数の確保増員。

2番、適正かつ安定した雇用状況の確保。

3番、人件費格差の回避。

4番、障がい者雇用枠の設定。

5番、退職者雇用への配慮。

6番、リーダーとしての館長は資質保持及び図書館業務への理解者。

それから資質向上では4点ほど要点を挙げております。

7番、ベテランによる後継者育成。

8番、継続的長期的な研修プログラムの構築。

9番、レファレンス向上のための長期的スパンの確立。

10番、経験が優位に評価される仕組みの形成。

それから最後は、連携という区分になります。視点は教育委員会担当課と指定管理者との緊密な連携。ここは8つほど要点を挙げております。

1番、歴史と伝統の継承。

	<p>2番、双方の適切な役割や関係の構築。</p> <p>3番、指定管理者の業務内容の担当課による常時確認。</p> <p>4番、教育委員会サイドからのアプローチ。</p> <p>5番、個人情報の守秘徹底。</p> <p>6番、長期的視点に立った管理運営の取り組み。</p> <p>7番、子どもの読書活動推進計画への対応。</p> <p>8番、地域特性・地域課題に対応した図書館政策実施への取り組み。</p> <p>以上、要点としてその方向性をまとめました。多分これらに、皆さんから頂いた意見の主旨は、ほとんど含まれているものと思います。</p> <p>以上です。</p>
斎藤委員長	<p>確認ですけど、文科省からのポイントは4つあり、皆さんの意見をここにまとめたということで理解してよろしいですか。</p>
館長	<p>そうです、皆様方には、AからちょうどよくZまで項目があったのですが、それらをまとめるとこの4つに収まったというところです。</p>
斎藤委員長	<p>この意見の中で最大公約数的なものがここに入っているということで理解していい訳ですね。</p>
館長	<p>もう少しここはこうした方がよいとか、これは違う形で表現した方がよいとか、そういうご意見があれば伺いたいと思います。</p>
斎藤委員長	<p>それでは確認作業に入ってください。</p> <p>自分で一番大事なところ書いたんだけどそれが抜けてるというのもあれば含めてお願ひます。</p>
	(作業中)
委員	郷土文学館の入場料はどうなりますか。
斎藤委員長	これは無料にすべきというのと、有料にすべきというのと、両方あつたと思いますが、そのことについて、事務局どうぞ。
館長	有料無料に関しては、お二方の意見がございました。その点については事業の8番、図書館・郷土文学館の一体型の創意工夫というのがあります。この中で、部分的なものとして図書館と抱き合せた事業を図書館の中あるいは郷土文学館のどこかを使って展開するという方法もあるようですので、その辺も含めまして検討していくべきかなと考えております。
委員	私は学校図書館の支援というのがいつも謳われるので、実際にこれが運用となった時に、具体的にどのように進められていくのかなということが、期待もあり、大いにうまく持って行きたい部分だと思うのです。

	実際に今はほとんど学校図書館への支援というのは行われていませんので、その辺をこれから指定管理になった時に強化してほしいなと思っています。
齋藤委員長	我々、いろいろな意見から項目で示しているのですけど、方向性や、着地がちょっと浮かんでこないので、その着地に至るプロセスが見えてこないということがある。
委員	我々がこれから吟味するにあたって、前回の皆さんの意見を集約したのを、今のところ方向性という議論はどっちつかいでいいのでしょうか、この中から要するに、その指定管理者制度募集要項みたいなものが出来上がってくると考えてよいのですか。
館長	この方向性に基づきまして、募集要項と基準書に、できる限り反映させていきたいと考えております。
齋藤委員長	委員の皆さんのお意見をずっとくっつけていくと、意外とベクトルが同じなのです。もちろんさっきの、無料がいい、有料がいいという、全く逆ベクトルもあるのですけど、意外とみなさん同じような方向で検討している。ただ、問題は、その着地点をどこに持つて行くか具体的なものが全然見えてこない。で、これはこれとして我々の意見の集約というような形で、現時点での確認をしておけばと思うのですけど、いかがですか皆さん。
委員	図書館が民営化になることに対して、希望することを意見として述べればよいのでしょうか。
齋藤委員長	我々の何人かの委員の共通項はこの資料にありますよと、それを箇条書きするというふうになりますというのが、今その段階です。だからこれを、我々が今後どうしていくかということを委員の皆さんから、ここまで来たんだったらこんな方向でいったらどう、とか。そういうご意見、ご感想をどうぞ。
委員	業務範囲の指定というのは、郷土文学館はどんな位置づけになるんですか。
齋藤委員長	図書館のパート、文学館のパートと。やっぱりちょっと違う面もあるので、別個で考えた方がいい。ただしイベントやる時には、合同でやるイベントもあれば単独でやるイベントもあると思います。
委員	具体的にちょっと図書館のことがよく分からないので、ここに挙がった項目で今現状はどうなのかということをお聞きしたいと思うんですが、障がい者雇用枠の設定というのは、それはとてもよいことだと思うのですけど、現状はどうなっているのですか。
館長	今現在図書館では一人います。

委員 館長	それは一人ということでバトンタッチするということになるのですか。
委員 館長	いや、そうではなくて、市全体の中でたまたま図書館に一人いるということなのです。ですからこの障がい者枠の設定というのも、このまま生かせるかどうかは今の所分かりません。
委員 館長	市全体の話で、図書館や郷土文学館に当てはまるのではないかですね。ということは消してもよい訳ですね。
委員 館長	これは前回委員会をやった時のご意見でしたので、掲載しています。
委員 館長	人件費格差ってあるのですか。
委員	委員から頂いたご意見の中でワーキングプアという言葉が出てきましたので、これについては前回の話でも出てきましたが、他の図書館でもそういう事例が出ているという話がありますので、そういうことは回避するような形で含めていきたいと思ってます。
齋藤委員長	基本的には、政府が盛んに言っているのは同質同業であれば賃金同一という話で、いわばパート労働者に対するケアをやっていきましょうということなんだと思いますけれども、雇用法の中でも様々に今変更項目が出てきているので、何年間という時間の問題もかかわってくる人件費格差を回避していくと人件費上がりますね。となると当然運営経費の人件費コストが圧迫されます。ということは他に影響が出るということになりますよね。企業において一番大変なのは人件費ですから、経営者としてはなかなか辛いものがあると思います。
齋藤委員長	3番と4番はそういうことですよね。ご意見としましては分かりました。
委員	司書数の確保増員というのは、今は何人いてそれが適正と思っているかどうか、まず現状をお知らせください。
齋藤委員長	今4人という、前からそういう報告が上がっています。
委員	それは適正なのですか。
齋藤委員長	圧倒的に少ない。だから、指定管理者制度にする目的の一つに、司書の確保というのを謳っているのです。司書を確保するために指定管理者制度にするのだというのを大看板にしているのですよ。今4人しかいないから。
委員 館長	何人いれば適正になるのですかこの図書館の規模だと。
委員	その基準はございません。
館長	数字的には基準は無い、それでは何で少ないとことになるのですか。
	類似図書館に比べるとやっぱり少ないです。他の図書館は全体の職員

	数に対して半数近くいるとか半数を超えているとか、そういう所は結構あります。なおかつうちの図書館は司書として任用されているのは一人しかいません。あの3人は有資格者というだけです。
委員 齋藤委員長	司書数が少ない中でなおかつ増員を求めるということになると、どうやって増やすものなのですか。資格を取らせるということですか。 これは、いろいろな制度があるので、長いスパンでいけば、今年は何人と目標を立てて、5年後には10人ぐらいにしましょうとか、20年後には全国並みにしよう、数を揃えましょうとか。
委員 齋藤委員長 館長	それは簡単なのですか。 簡単ではないけど、経験していくと、試験とかはないはずですよね。講習と経験です。
委員 館長	司書の資格を取つたら給料が上がるのですか。
委員 齋藤委員長	それは指定管理者がどう判断をするかです。 昔何年間か会社の経営者だったので人件費はものすごく敏感で、申し訳ありません。
委員	やはり司書というのは図書館の中では業務の専門性が必要とされるから、例えば郷土文学館の企画展などは、膨大で高度な知識を持っていないとできない。今年採用した人に企画展やりなさいと言ったところでできる訳がない。そういう専門性を身に着けるのが司書なのです。だからそれを養成する必要があるというのが当たり前のことなのです。
齋藤委員長	今の話を聞いていても如何に人の力が大事なのか感じていて、いろいろな方々のご意見からも、専門性のある方が最初軌道に乗るまでは就かれた方がよいのではないかとか、やはり熟練者を最初は考慮した方がよいのではないかという意見が多かったので、市の方で、どんな方を人事で配置するのか、もう決められて大方見通しが立っているのか、それとも今お話にあったように今いる人を研修とかさせてどんどんスキルアップさせていくのか、人の育成についてはどのような感じで進められるのかなというのが、ちょっと心配になりました。
委員	人事に関しては一般的に言うと、会議の中でなじむ課題じゃないと思います。協議会で人事をどうのこうのとか、人事に対しては人権に関わる問題もあるので、この場ではふさわしくないというように私は思います。
	委員のおっしゃったのは次の項目の連携というところに密接に関わることだと思って今お聞きしたんですけど、要するに双方の適切な役割や関係の構築ってものすごく大事なことで、さきほど郷土文学館の話し合いでも様々な現段階での問題点がありました。それを指定管理に移行す

	<p>るとなると、それが指定管理の荷物というか宿題になる訳で、要するに、一般的な指定管理者とそれを認知する行政というのは、そんなに綿密な交流はないのではないかと思っているのです。ある程度責任分担をする訳だから、それこそ人材育成とかは全部指定管理者側にお任せになってしまうことになるのだろうと思います。教育して司書の数を増やしなさいとか、言われた方は大変だというのが正直なところで、基本的にどんなものなのでしょうか指定管理というのは。</p>
委員	<p>私がここに20数年前に来た時に市立図書館の司書をしていた職員の方に伺ったのですが、市立図書館は、具体的な数字忘れたんですけど10名程度が司書の資格を持っていて、これは公立図書館の基準を十分に満たしていますというお話をしました。ですから市としてその間にだんだん減つてきたのかと私はこの人数を知ってびっくりしたのですけど、司書がこのくらいは置かなければならないという基準は無いのでしょうか。管理運営を委託していく時点では、これから基準作成をする時に、何割の司書を置くというような基準を作って頂きたいと思っています。</p>
齋藤委員長	<p>契約する時に当然その指定管理者側と教育委員会の方で、このことについてこういう風に確認しますよとするはずです。</p> <p>私びっくりしたのは、太宰治学びの家の指定管理の規定がすごく細かい。ここまで徹底するのかという感じです。労務規定なんかのすごく厳しいし、順守しなきゃならないとあるので、指定管理者の方が破ったり無視したり忘れたりすることができない。</p>
船越委員長	<p>制度導入に伴う方向性というのは、市の方がこれから指定管理者を公募する際に、どこが一番それにふさわしいかと選ぶための基準になるとということですね。</p> <p>そうすると、例えば、連携の所に歴史と伝統の継承というのがあります、歴史と伝統をどう継承するのかという具体案が知りたい。ある会社A社はこういう風な具体案を持ってきて、B社はこういう風な、ということを比較した結果こっちの方がよいという選び方をするために今これをやっているということですね。</p>
館長	<p>委員の皆様から頂いた意見を、これは率直にコンパクトにまとめたものなので、これを基準書に組み入れる、あるいは運用にうまく組み込ませることができるのであればそうします。また、できたものについてはその歴史と伝統の継承についてもう少し言葉を付け加えまして、きちんとした文章でもって基準書含め要項に反映させていきたいと思います。</p>
船越委員長	<p>先程委員長が、青森県立図書館では、小学生の時に来た子たちを、あの子が大きくなって今度高校生になってここに来た、そうなるくら</p>

	<p>今まで司書さんが見ていられるってことは長く勤めているってことですよ。でも、指定管理になって、果たしてそういう継続雇用ができるのか、またそういう継続雇用ができるようなことをこれに加えていけるのか、そこを市としてどうやって打ち出していくのかというのが1点あります。</p> <p>それから、2点目は、今何となくどちらかというと消極的にもう予算は削られているし仕方がないという感じで図書館と郷土文学館が両方の態勢を何とかこう現状維持をするのにどうしようかというような感じになっているけど、もう少し攻めの態勢で、これをやることによって実は弘前市内の子どもたちの国語学習力を上げていくためにこういう手を打ちましょうというような発想転換はできないかなと思うのです。そうすると新しいセクションを作れるかもしれないし、コーディネーターを置けるかもしれない、どういう形でも、そうすると雇用の面もクリアできるかなと思っていたのですが、すごく難しいとは思います。何とかこれ逆転の発想ができないものかと思っていました。</p>
齋藤委員長	<p>今の段階で冒頭申し上げましたように具体的に我々が提案をするというそういう時期ではない。なぜならば、教育委員会の案が出ていないからです。雇用は絶対やってくださいとか、司書は半分ですよとか提案してもよいのだけど、原案が出ていないから、対案として出すのか、要望として出すのかになるだけの話になる。もちろんここはお互いの信頼関係というのが大事で、我々はこういう意見を述べたのだから、市の方でも、十分委員の皆さんの意見を最大限生かすような方向で、こことここはちょっといろいろな問題点があるけど、皆さんのお意見を尊重していきましょうという姿勢を我々は期待するしかないと思うのです。</p> <p>従いまして、私の方から一つお願ひなのですが、年度末に向けて、この合同の委員会の流れを、皆さんには今回合同の仕事はここで終わりですよと、委員の任期も終わるから、これはとりあえず終わりですよという風になるのか、その辺を教えて頂きたい。</p>
館長	<p>今年度は、この第3回目で終了させて頂きたいと思います。今、委員の皆様から頂いた方向性のポイントを、今度はきちんと文章でもって表現していくことになります。起案という形で関係部署に合議していく訳ですが、その段階でも、いろいろと声が出るものと想定しております。それが仮に通ったあとは、今度は本格的に募集という段階に入っています。その募集をした時に、手を挙げる団体があるかどうかという問題もあります。流れによってはまた皆様に情報提供していくことになろうかと思いますので、これからいつどういう形で何をするということは今の所約束はできませんけれども、事によってはまた皆様にお集まりいた</p>

	だく可能性はあります。
齋藤委員長	<p>皆さんよろしいでしょうか。我々の方も、今何をなすべきかということとで、今館長からお話しがあったように、ご意見聞きたいということがあるかもわからないので、これを踏まえて課題をあたためていくというか、見つめていくというか、いやこういうケースもある、あるいはこういう例もあるとか、それをこれから皆さん一人一人が何らかの形で積み重ねていけば、いつ招集がかかった時でもすぐ対応できる準備をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>その他、今振り返って見て、ここだけは確認しておきたいというところもしございましたら、お願ひしたいのですが。</p>
齋藤委員長	<p>この方向性というのはいったん集約した形での方向性で市側で作って頂いたわけだから、できるだけ守ってくださいと私は思います。</p>
委員	<p>それはもちろん、これを最大限生かしてもらいたいというのが我々の願いであるし、また当然そうしてくれるという信頼感を持っていると言いたいので、よろしくお願ひします。</p>
齋藤委員長	<p>その他何か、どうぞ。</p> <p>すごく現実的に考えた時に、指定管理にすることはコスト減らすことです。コスト減らした上にこの要望を聞くというのは非現実的でしょうというのが、経営者としてはそう思はざるを得ない。で、これにウェイトをかけて、要するに案分していく訳です。どこを補強していくことが、もっとも図書館及び郷土文学館の機能として市に採用され得るか、という選択の議論を経る訳です。それが、実質的には、それこそ募集要項という形に盛り込まれていくことになる訳です。</p>
委員	<p>でも今のそれ、全国的な問題になっています。いわゆる図書館流通センター、あのT R C。あそこの会長が何て言っているかというと、指定管理者制度を、コストカットのためにやっているのはもってのほかだと言っています。</p> <p>今市の職員が何人雇用があるか分かりませんけど、いわばその市職員の人事費というのは減らせるわけですね。で、人事費を減らせたとしてこれまで 100 かかっていた予算がその人事費を減らして予算 100 で募集するなら、いろんなことができると思いますけれども、人事費を減らした分、100 なら 40 減らして 60 になりました、60 でさあどうぞ指定管理者の皆さんやってくださいと言われても、状況は何も変わらないというか、かえってそのプロフェッショナルがいなくなる分だけ厳しくなる訳です。そうすると、我々が一生懸命要望していることが、何なんだろうと思えてきてしまって、ある種の空しさを感じてしまいます。</p>

齋藤委員長	行政側もそう思っています。
委員	そうなのですね、みんなそう思っているのです。
齋藤委員長	こういう場を重ねていかないと、いきなり切り込むことはできないと思う。協議会というのは、議会でも何でもない、意見を言うことはできるけど、議決はできない。それは協議会のある種の限界もあると思う。だから、教育委員会を信頼して、我々の要望を最大限生かしてくれるものとして、これから我々も情報収集に努めましょうということです。
委員	でも一番大事なのはそこで働く人です。司書が何人とかというのはともかくとして、本当に労働形態がどうであるかは分かりませんが、ボランティアの力も借りなければできないだろうと思います。だけど、やはり図書に関して見識を持った人間をそこで育てなくてはならないというのは事実なので、それができる、それに命かけてくれる管理者ならばよいと思います。
齋藤委員長	何とか、そのところ意を汲んで頂きたいと思います。
館長	その他ございませんか。では、案件の方はこれで終了いたしまして、館長からご挨拶お願いいたします。
	本日は図書館協議会、郷土文学館運営協議会の両委員の皆様方から貴重なご意見を頂きました。誠にありがとうございました。またご多忙のところ、指定管理者制度導入を検討する際のチェック項目にご回答頂きましたことを心から御礼申し上げます。
	今年度、指定管理者選定等審議会から答申が出て以来、図書館の周囲は慌ただしく時が過ぎました。そのような中で、これまで3回の合同会議に置きまして、ご意見、ご要望を頂いたことは、とても意義があったことと感じております。地元で手を挙げる団体があるかどうかは、未だにその気配がありませんが、これからは進行計画に則りまして、作業を進めてまいります。
	我々の慌ただしい時間は新年度を迎えてもまだ続いますが、委員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。